

令和2年度公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部 貸与奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

公益財団法人日本教育公務員弘済会は、公益事業の一環として、高等教育機関（高等学校卒業資格以上の学校）の在学者に奨学金の貸与を行っています。

島根支部では、令和2年度については、「公益財団法人日本教育公務員弘済会貸与奨学金事業規程」に基づき、次のとおり募集しますので、ご希望の方はご応募ください。

1 対象者

奨学生対象者は、次の(1)～(3)のすべてを満たしている学生です。

- (1) 親権を行う者(奨学生志望者が成人の場合は、父母又は本人)が島根県内に在住すること。ただし、奨学生志望者に不都合が生じる場合、奨学生志望者は親権を行う者の在勤する都道府県支部に申請することができる。
- (2) 国・公・私立の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及びそれらに準ずる学校（以下「学校」という。）に在学（既に在学している者のほか、新たに入学を許可され入学手続を終えた者も含む。）し、学資金の支払が困難と認められる者とする。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとする。
- (3) 応募年度の4月1日時点で30歳未満であること。

2 貸与期間及び金額

貸与する期間は、正規の最短修業期間とし、1(2)に示す学校に在学する期間を通算して4年以内とする。金額は修業期間1年につき25万円とし、最高限度額は100万円です。

3 採用決定等

採用は、本支部が設置する奨学事業選考委員会の選考により決定します。

採用人数は未定ですが、今年度奨学金貸与予算の範囲内で、第一次採用者と、第二次採用者（公益財団法人日本教育公務員弘済会より奨学金貸与予算の再配分があった場合に限る。以下同じ。）を決定します。

第一次採用者は6月下旬までに、第二次採用者は8月中旬までに、「奨学生採用内定通知書」により該当者に通知し、所定の手続きをしていただくこととなります。

4 交付時期等

奨学生決定後、第一次採用者は8月上旬（予定）に、第二次採用者は9月下旬（予定）に貸与額全額を一括交付します。

5 返還方法

返還の始期は、原則として、その学校を正規の最短修業期間で卒業した年の12月で、年賦での返済は、5年以内、ただし、貸与金額が100万円の場合には7年以内とします。具体的な返還方法は、(別表)のとおりです。

6 利息

無利息です。(ただし、返還が遅れると9(5)の延滞金が生じます。)

7 申込期間

令和2年4月10日から令和2年5月10日（当日消印有効）までです。

8 申込方法

所定の「奨学生申請書(様式1)」に必要事項をご記入のうえ、「在学証明書(原本)」、「貸与奨学生付属調査票(様式4)」及び連帯保証人の収入に関する証明書（市町村発行の所得証明書や源泉徴収票等いずれも直近のもの）(所定の「収入及び所得証明申請書」による。)を添えて、末尾に記載する本支部の奨学金係に提出してください。

なお、「奨学生申請書」、「貸与奨学生付属調査票」、「収入及び所得証明申請書」は、添付のものをご使用ください。または、本支部の奨学金係に申し込んでください。

9 その他参考事項

(1) 連帯保証人

奨学金の申込みには連帯保証人が必要です。

なお、貸与決定後に提出する「奨学金借用証書」に、連帯保証人の方の「印鑑証明書」を添付いただきますので、ご承知おき願います。

(2) 「奨学生申請書」、「奨学金借用証書」の自署等

奨学生申請書、奨学金借用証書は、奨学生本人及び連帯保証人それぞれが自署、押印（シャチハタ等の自動印を除く。）連帯保証人の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

なお、貸与奨学生に決定された後に提出していただく「奨学金借用証書」には、「奨学生申請書」に使用された印鑑と同じものを使用していただく必要がありますので、この点ご留意をお願いします。

おって、奨学生申請書、奨学金借用証書が支部に提出された時点で、明らかに筆跡が同一の場合は、奨学生に対し申請書、借用証書の書き直しをお願いすることがあります。

(3) 奨学金の繰り上げ返還等

奨学金貸与期間又は返還期間中に、奨学生が学籍を失ったり、適当でない行為があった場合などには、規定により奨学金を即時返還していただくことがあります。

(4) 奨学金の返還猶予又は減免

災害等により奨学金の返還が困難と認められる場合には、規定により猶予又は減免を行う場合もあります。

(5) 延滞金

奨学金の返済を万一延滞したときは、規定により延滞金を徴収します。

(6) 成果報告書の提出

卒業後、速やかに卒業論文概要又は学習成果報告書及び奨学金の主な使途を記載した報告書（A4判1枚の所定の様式）を提出していただきます。

(別表)

返還回数 借用金額	5回	7回
100万円		14万円/年 (最終回のみ16万円)
75万円	15万円/年	
50万円	10万円/年	
25万円	5万円/年	

[備考]

お問い合わせなどは次をお願いします。

〒690-0887 松江市殿町33

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部事務局 奨学金係

TEL 0852-24-1059

FAX 0852-31-6089